

提案提出元	イー・アクセス株式会社
-------	-------------

項目	ご意見
0. 周波数オークション導入に関する議論の前提条件	<p>ア 前提としての公正競争の確保方策について</p> <p>・公正な競争の確保は、市場の寡占化が進みやすい通信市場においては、制度設計で第1に考慮すべき要素である。また、移動体通信事業においては、LTEといったブロードバンドの進展による高速化やトラヒックの拡大が見込まれ、保有する周波数帯の伝搬特性(質)と帯域幅(量)が競争力に直結するため、オークション制度の議論を行う前提として、公正競争を確保するための方策を周波数オークションの導入議論と同時に行うべきである。</p> <p>・現在の移動体通信市場においては、NTTグループやKDDIグループ、ソフトバンクグループといった大手移動体通信事業者が、伝搬特性の良いプレミアムバンドや国際調和のとれた周波数帯を独占しており、公正競争の確保方策の議論なしに周波数オークションが導入される場合、寡占化傾向が強まることは容易に想定できるものであり、これは最終的には、新規参入の停滞による市場のダイナミズムの喪失、価格の高騰や技術革新の鈍化という消費者にとって好ましくない結果を生む可能性が非常に高いものと考えられる。</p> <p>・したがって、公正競争の確保を図るために、海外事例を十分に分析しながら、電波法令においても電気通信事業法と同様に競争促進に関する観点を導入し、その方策を本懇談会において策定すべきと考える。</p>
	<p>イ 国際調和を反映した周波数配置への配慮</p> <p>・周波数オークションの議論に限らず、移動体通信の周波数帯の決定にあたっては、周波数の配置が国際競争力の向上を考慮した上で、可能な限り国際調和が保たれた配置方法とするべきである。オークションが行われる場合においても、この配慮は周波数帯の価値を上げるものとする。</p>
	<p>ウ モバイルトラヒック逼迫対応のための早期割当の実現</p> <p>・昨今のスマートフォン等に代表されるデータ通信ネットワーク利用の活性化やモバイルブロードバンド化により、モバイルのデータトラヒックは増大しており、当社においても周波数幅の拡張による対応は喫緊の課題となっている。ICTの継続的な発展の観点では、必要な周波数については、オークション制度の整備状況に係らず、事業者の需要に応じてできる限り必要な周波数の早期割当を目指すべきである。</p> <p>・なお、本懇談会においては、2010年12月14日の政策決定会合の方針のとおり、2015年以降に実用化見込みの第4世代携帯電話サービスを念頭に置き周波数オークション導入可否を検討すべきである。</p>

1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	ア 検討事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数オークションを検討する際には、弊社が考えるだけでも別図に示す程度のそれぞれ相関関係を有する要検討事項があるものとする。 ・オークションを実施するとなった場合に混乱を招かないように、本懇談会においては、オークションの導入ありきの検討ではなく、検討事項を詳細に議論し、オークションの実施の可否を検証すべきである。 	
	イ オークションによって免許人に付与される権利に関する論点の追加	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションによって免許人に付与される権利に関する論点の追加を希望する。 ・オークションによって免許人が得られる権利は、当該帯域の免許そのものであるか、それとも免許申請資格であるか明確にする必要がある。 ・権利の法的位置づけを確定させた後に、オークションに際して価格を付ける対象である電波の内容を明らかにする必要がある。例えば無線局の種類、無線局の目的、電波の型式、周波数、空中線電力その他、電波の内容として確定すべき要素は何か、それらは確定可能か等について現行制度以上に明確化が必要と考える。 	
	ウ 海外事例の調査	
2. 論点に対してどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションはその周波数帯では一回性のものであるため、多くの歴史的な反省を活用できることを考慮し、出来る限り多くの国のオークションについて調査するべきと考える。 ・海外の事例の分析にあたっては、国ごとの市場環境(人口密集度、市場の規模、全事業者のシェア、オークション制度を導入した理由、オークション制度があって実施されていない場合の理由)、公正競争の確保方策、支配的地位の程度が低い事業者が落札した場合には、その理由(利用しづらい周波数であったか、制度的に支配的事業者を排除したか等)、採用されたオークションの方式が結果に与えた影響(例えば、料金水準、技術の進展度合い、設備投資)等について、徹底的に調査を行うことを希望する。 	
	番号	ご意見
	1 導入の目的	導入の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・オークションの場合、一般的には多額の金銭を、(複数年ということも検討項目の1つ)事実上一度に支払うことになる場合は、従来それを予定していなかった事業者、特に小規模な事業者や新規参入予定者に対する影響が極めて大きいことは留意いただきたいと考える。 ・このような大きな制度変更の際には、導入目的を明確にいただき、その目的に沿った権利関係の整理及びその他の負担金である電波利用料との整合性、重複した負担の排

		<p>除といったことを本懇談会で議論いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入目的の検討にあたっては、抽象的な文言の検討にとどめるのではなく、一つ一つの目的について、具体的な内容を吟味してその可否の検証を行うべきである。 ・「電波の経済的価値を反映」とあるが、同じ効用を持つと考えられる電波がオークション実施時期の経済状況の違いによって、ボラティリティが生じることが制度として適切なのかどうか検証すべきであり、オークション制度がより電波の経済的価値を反映した電波割当手段であるのか、現行制度との比較などを慎重に議論すべきであるとする。 ・また、「免許手続きの透明性確保」についても、現行制度との比較などを本懇談会で検証すべきであるとする。 ・「国民共有の財産を国民全体のために活用」も抽象的な表現ではなく、オークション制度と現行制度との比較などを本懇談会で検証すべきであるとする。
	2 払込金の法的性格	<p>払込金の法的性格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークションによって免許人に付与する権利の態様によって払込金の性格が規定されるものとするが、検討課題を詳細に洗いだしたうえで、「払込金の法的性格」を検証すべきである。 ・また、払込金の入金以降で入札時には想定外の追加負担が発生しないような措置、例えば干渉対策等の制約事項は予め将来において明示したうえで、入札が行われるべきであるとする考え方もあり、本懇談会による整理が必要である。
	4① オークションの対象	<p>オークションの対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークション制度を実施するのであれば、競願が発生する免許すべてを対象とする考え方もあるが、特定の分野(例えば地上系移動体通信のみ)とする考え方は公共性の有無といった観点でも合理的な理由とはいえないため、オークションの対象範囲及びその合理的根拠に関する本懇談会での議論を希望する。 ・また、自営無線等、競願は発生しないがビジネスに使用している場合にはオークションの対象とするかしないか、その根拠についても本懇談会での議論を希望する。
	4② 再免許時のオークション	<p>再免許時のオークション導入可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続に対する期待権を保護すべきであり、再免許時にオークションを実施すべきではないとする考え方、免許期間

		<p>を見直した上で再免許時にオークションを導入すべきとの考え方もあり得るため、本懇談会で議論していただきたい。</p> <p>・ただし、再免許時にオークションを導入するのであれば、既存免許人が再免許時まで投下した資本に対する補填方法や既存割当周波数を使用してサービスを受けている消費者保護等の既存免許人から新免許人への移行の問題も本懇談会で議論すべきと考える。</p>
5(1)② 公正な競争が歪められないか	公正競争の確保	<p>・周波数オークションの導入における公正競争の問題は、一論点で扱う問題ではなく、電気通信事業制度全体で扱うべき問題であり、本意見書の0項「周波数オークション導入に関する議論の前提条件」のア号に記載したとおりである。</p>
5(1)③ 将来的な周波数の迅速な再編への支障	将来的な周波数の迅速な再編への支障	<p>・論点2の4項目目にあるとおり、落札者の立場で考えれば、多額の金銭の支払いが必要となる以上、周波数再編という将来の不確定な部分は極力排除するためにも入札時に明示すべきと考えるが、将来にわたり、無線分野の技術革新を予測する事は不可能であるため、本懇談会にて検証する必要がある。</p>
5(2)① オークション参加資格	オークション参加資格	<p>・オークションの参加資格については、透明性及び公正競争を確保するという観点で、本懇談会で議論いただきたい。</p> <p>・移動体通信市場は、保有する周波数帯の伝搬特性(質)及び帯域幅(量)が競争力に直結している。そのため、既にある周波数帯において一定の帯域幅の免許を有する事業者の参加を制限する総量規制といった仕組みも検討いただきたい。</p>
5(2)② 入札すべき内容(払込金の絶対額等)	入札すべき内容(払込金の絶対額等)	<p>・本意見書第1項第ア号の「オークションによって免許人に付与される権利」を明確にした上での議論が必要と考える。</p>
5(2)③ 最低落札価格の設定の是非、設定方法	最低落札価格の設定の是非、設定方法	<p>・周波数オークションでは、落札額が低ければ低いほど初期投資費用を抑えることが可能となり、消費者に提供する価格も下げることが可能となるため、最低落札価格は設定すべきではないとする考え方や、オークションの入札回数削減や入</p>

		<p>札希望者に一定の価格相場を理解するためにも最低落札価格の設定に肯定的な考え方もあり得るため、本懇談会で整理していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低落札価格を設定すべきとなる場合には、海外の事例の十分な分析をもとに、透明性、合理性のある設定手続を本懇談会にて議論、提言していただきたい。
5(2)④ 入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む)	<u>入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の事例の十分な分析をもとに、より透明性が担保された方法の議論が必要と考える。
5(2)⑤ 一定のエリアカバー率の義務付け	<u>一定のエリアカバー率の義務付け</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の認定方式では、最低要件を認定指針に定め、比較審査によって、より広いカバー率が達成されるように措置している。 ・オークション方式において、不適切な入札者を排除するためにエリアカバー率を落札者に対する条件として設定するという考え方もあり得るが、エリアカバー率の義務付けの合理性、カバー率の設定方法について本懇談会で議論すべきと考える。
5(2)⑥ ネットワークの他事業者への開放義務付け	<u>ネットワークの他事業者への開放義務付け</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・本意見書の0項「周波数オークション導入に関する議論の前提条件」のア号に記載したとおり、現在は、プレミアムバンド、国際調和バンドといった利用価値の高い周波数については、NTTグループやKDDIグループ、ソフトバンクグループといった大手通信事業者によって独占されている状況。 ・オークションの検討において考慮すべき事項である「公正競争の確保」を踏まえれば、当該周波数を使用したネットワークの周波数割当て事業者(MNO 含む)への開放義務付けに関しても本懇談会にて議論すべきと考える。
5(2)⑦ 落札者による払込金の納付方法	<u>落札者による払込金の納付方法</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション払込金の納付方法については、海外の事例の十分な分析をもとに、落札事業者の事業運営に支障とならない納付方法を検証すべきと考える。
5(2)⑧ 落札者における払込金の会計処理方法	<u>落札者における払込金の会計処理方法</u>	

札者における払込金の会計処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション払込金の会計処理方法は、オークションによって認められる権利に関する議論をベースに、会計実務、税務を考慮した方法とその可否を検証すべきと考える。
5(2)⑨ 談合等不正行為の防止方法	<p><u>談合等不正行為の防止方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の事例の十分な分析をもとに、オークションの具体的方法に関する可否の検証を本懇談会にて行うべきと考える。
6 二次取引	<p><u>二次取引は多岐に渡る議論が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度においても、全部であれば総務大臣の許可により譲渡が可能であることを考慮すると、オークションにより取得された周波数帯の免許人の権利を現行よりも強いものとするれば、二次取引を認めることが適当ではないかと考えるものの、この二次取引の態様には、全部譲渡又は一部譲渡のほか、全部又は一部についての使用权の設定(貸借)も考えられるため、本懇談会で詳細に議論して頂きたいと考える。 ・その際には、投機によるサービス開始の遅れの防止といった観点も考慮する必要がある。 ・また、二次取引における電気通信紛争処理委員会等によるあっせんや仲裁制度の活用も本懇談会で議論されることが必要である。 ・二次取引に関する議論は、オークション対象外の周波数への適用可能性についても、あわせて本懇談会で議論されるべきと考える。
7 電波利用料制度との関係	<p><u>外国電波利用料制度との関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の創設により多額の金銭の支払いが必要となる以上、これに見合った財産権を認めるべきであり、電波利用料の支払いは不要とすべきという考え方や、その一方で電波利用料制度は、電波の共益費用との目的に鑑みれば、オークション払込金に関係なく負担するとの考え方もあり、本懇談会で整理すべき事項と考える。
8② 免許の有効期間(現行5年)の見直し	<p><u>免許の有効期間に関する議論</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札額の検討には、何年で回収が可能かの考慮が不可欠であり、免許の有効期間と再免許の確実性が確保されることが重要であるため、有効期間を長期化するか、再免許の確実性が確保される制度の検証が必要である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・その一方で、免許の有効期間を長期化することにより、周波数の柔軟な配置への支障とならない仕組み作りも合わせて、本懇談会で議論することも必要である。 ・海外の事例の十分な分析をもとに、適切な有効期間の議論が必要である。
	9 その他	<p>外国資本のオークション参加資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国資本の位置づけについては、現行制度上の問題が生じていないため、現行通りとすべきでとの考え方もあるが、導入目的に照らして本懇談会にて議論いただきたい。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		<p><u>ア 意見書論点の早期公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見書で提出された検証すべき具体的な各論点については、早期公表を希望する。 <p><u>イ オークション制度の報告書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークション制度の議論は、これまでの電波免許に抜本的な変更を加えるものと考えられるため、制度に関する予測性を確保するためにも、オークション制度の是非にかかわらず、十分な詳細検討がなされた報告書であることを期待する。 ・なお、検討の結果、オークション制度導入を行うこととする場合には、懇談会の報告書には、法律案要綱をまとめることを希望する。

周波数オークションで検討が必要と考えられる事項

周波数オークション

払込金の性格

- 税
 - 財産税?
 - 公的占用料
 - 電波利用料との関係
- 国の資産利用の対価?

対象範囲

- 競願の発生しうる免許
 - 通信(地上)
 - 通信(衛星)
 - 放送
- 再免許時のオークション
 - 行う
 - 行わない
- 新規事業者の参入可能性
- 市場の活性化が望めない?

用途

- 一般財源
- 特定財源

電波利用料

- 共益費用のあり方

二次取引

- 取引時の条件設定(義務の承継)

その他

- 外国資本比率
- 通信(地上)
 - 制限なし
- 通信(衛星)
 - 制限あり
- 放送
 - 制限あり

免許

- 権利
 - 権利の態様(財産権的/時限的/無線局免許)
 - 資産性
 - 償却可能性
 - GAAPとの整合性
 - 損金算入?
 - 税務処理
- 技術開発への影響
- 海外事例
 - 米国
 - 英国
 - オーストラリア
 - ドイツ
- 所有権に近い?
- 義務
 - エリアカバー
 - MVNO提供
 - 混信回避
 - 電磁環境
 - 違反に対する罰則
- 既存免許との関係
- 免許期間

制度設計

- 懸念点
 - 公正競争(特定の事業者によって独占されないか)
 - 競争レビュー
 - 周波数の取得制限(クォータ)
 - MVNO提供義務
 - 補償の考え方
 - 迅速な周波数再編への支障
 - 周波数帯「収用」
 - 代替周波数
 - 米国Incentive Auction
 - 再編への協力の義務付け
 - 落札額の高騰(Winner's Curse)
 - オークション実施手法による回避?
- 実施方法
 - 参加資格
 - 事業経験
 - 保証金納付の有無
 - 入札内容
 - 入札金額
 - 事業計画の提出有無?
 - 納付の確実性の検証?
 - カバー率
 - 最低落札価格の設定の是非、設定方法
 - 設定
 - 設定方法、妥当性の検証
 - 設定しない
 - 入札方法、入札方法の公表等(システム開発を含む)
 - 諸外国のオークションシステム
 - 一定のエリアカバー率の義務付け
 - 義務付け
 - 任意(市場に任せる)
 - ネットワークの他事業者への開放の義務付け
 - 義務付け
 - 独占・寡占事業者のみ義務付け
 - プレミアムバンド保有事業者のみ義務付け
 - 義務付けしない
 - 払込金の納付方法
 - 保証金
 - 一括/複数回
 - 払込金の会計処理
 - 権利金
 - 償却可能性
 - 損金算入
 - 談合等不正行為の防止方法
 - 罰則
 - オークション実施手法による回避?

目的

- 政府収入の確保
 - 法人税との一種の競合?
- 経済的価値を反映した電波の有効利用
 - 入札の前提: 需要に対する資源の欠乏
 - 市場状況
 - 落札金額の多寡 ≠ 入札の成功
- 免許手続の透明性確保
 - 入札の実施方法
 - 「貸す」
 - 「売る」
 - 国民共有の財産の活用
 - 「commons」、「政府用」周波数との関係